

令和2年度青森市事業継続支援緊急対策事業補助金（自己所有物件事業者感染防止協力支援）交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている事業者に対し、当該年度予算の範囲内で、市内に所在する店舗又は事業所（以下「店舗等」という。）の運営に必要な経費の一部を補助し、もって事業者の事業の継続に資することを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、事業者本人が所有する店舗等又はその配偶者若しくはそれらの父母若しくは子が所有し、事業者本人と一体となって事業を実施している店舗等において、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）の4分類表の大分類I－卸売業、小売業（中分類61－無店舗小売業を除く。）、大分類K－不動産業、物品賃貸業（中分類70－物品賃貸業に限る。）、大分類L－学術研究、専門・技術サービス業（中分類74－技術サービス業（他に分類されないもの）に限る。）、大分類M－宿泊業、飲食サービス業（中分類75－宿泊業を除く。）、大分類N－生活関連サービス業、娯楽業（中分類78－洗濯・理容・美容・浴場業及び中分類79－その他の生活関連サービス業に限る。）、大分類O－教育、学習支援業（中分類82－その他の教育、学習支援業に限る。）又は大分類P－医療、福祉（中分類83－医療業（小分類835－療術業に限る。）に限る。）に属する事業（以下「卸売業等」という。）を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 令和元年12月末日までに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。
- （2） 市外事業者（本店等（個人にあつては住所）を市外に有する者をいう。以下同じ。）にあつては、令和元年12月末日までに納期限が到来した本店等がある市区町村の税に未納の額がないこと。
- （3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- （4） 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- （5） 令和2年4月1日以後に、店舗等において自主的に新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組を行っていること。
- （6） 令和2年度青森市事業継続支援緊急対策事業補助金（家賃追加支援）交付要綱（令和2年12月23日実施）の規定による補助金の算定基準となった店舗等において事業を営む者でないこと。

2 交付対象者以外の者が所有する店舗等において事業を行う場合は、当該事業を行う店舗等を所有する者は、前項第1号から第4号までに掲げる要件に該当していなければならない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助金の交付対象者が卸売業等を継続するために必要な経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額の算定に当たっては、卸売業等を営むための店舗等（土地に係る部分を除く。）に対する令和2年度の固定資産税の額（以下「補助金算定基準額」という。）を用いるものとする。

2 補助金の額は、1店舗等当たり、補助金算定基準額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に2を乗じて得た額と20万円とを比較していずれか低い額以内の額とする。

3 複数の店舗等（3店舗等を上限とする。）を所有している場合の補助金の額は、前項の規定によりそれぞれ算出した1店舗等当たりの補助金の額の合計額とする。ただし、令和2年度青森市事業継続支援緊急対策事業補助金（家賃追加支援）の規定による補助金の算定基準となった店舗等がある場合は、3から当該店舗等の数を控除した数の店舗等を上限として、補助金を算出するものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、令和3年1月15日から同年2月28日までの間に、青森市事業継続支援緊急対策事業補助金（自己所有物件事業感染者感染防止協力支援）交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、郵送で申請する場合にあっては、令和3年2月28日までに消印されたものを有効なものとする。

(1) 住民票（個人の場合に限る。）

(2) 市税に係る納税証明書

(3) 本店等がある市区町村の税に係る納税証明書（市外事業者の場合に限る。）

(4) 確定申告書の第1表及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し（個人の場合に限る。）

(5) 決算報告書の表紙、貸借対照表、損益計算書及び法人事業概要説明書の写し（法人の場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認することができるときは、補助申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付することとした場合は、当該補助金の額を確定し、青森市

事業継続支援緊急対策事業補助金（自己所有物件事業者感染防止協力支援）交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（取扱方法）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和2年12月23日から実施する。